

グリーン物流パートナーシップ優良事業 応募要領（経済産業省）

(1) 目的

物流分野における地球温暖化対策に顕著な功績があった事業者に対し、その功績を表彰することにより、企業の自主的な取組み意欲を高めるとともに、グリーン物流の普及拡大を図ることを目的としています。

(2) 表彰について

【経済産業大臣表彰】

経済産業省表彰規則に基づき、特に優良な事業に対して経済産業大臣が表彰を行います。

【経済産業省大臣官房商務流通審議官表彰】

別に定める表彰要領に基づき、経済産業大臣表彰に準じる事業に対して経済産業省大臣官房商務流通審議官が表彰を行います。

(3) 応募資格等

①応募資格

グリーン物流パートナーシップ会員企業が実施している事業で、荷主と物流事業者のパートナーシップにより実施される物流の改善方策を通じて、CO₂削減効果があった事業であり、荷主事業者が主体的（代表申請者）に取り組んだ事業である必要があります。物流事業者が主体的（代表申請者）に取り組んだ事業については国土交通省において表彰制度が用意されております。

②募集期間

平成23年7月27日（水）～平成23年9月5日（月）（17時必着）

③提出方法

ホームページから申請書（ワード形式）、別紙1～3（エクセル形式）をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、経済産業省商務流通グループ流通・物流政策室あてに、ご持参またはご送付（朱書きで「優良事業表彰申請書在中」と記入のこと）ください。

作成した「申請書」及び「別紙」の電子媒体につきましても、同時にご持参またはご送付くださいますようお願いいたします。

④選考について

グリーン物流パートナーシップ会議にて審査し、候補事業を選考いたします。その後、経済産業省内での審査、決議を経て公表いたします。

⑤選考基準

CO₂排出削減量、削減率、政策的評価（事業の新規性、創造性、困難克服性、波及

効果等)等を踏まえ、総合的に判断します。

⑥注意事項

- ・申請にあたってはグリーン物流パートナーシップ会議への会員登録をお願いいたします(無料)。会員登録はホームページから行うことができます。
- ・本表彰は荷主と物流事業者が共同で行った事業を表彰の対象としておりますので、申請においては共同申請者(パートナーシップ事業者)と連名で申請をいただく必要があります。
- ・共同申請者の中に過去、グリーン物流パートナーシップ会議で表彰を受けている事業者が含まれていても申請は可能ですが、原則一度表彰を受けている事業者は表彰の対象となりません(他の共同申請者は表彰の対象となります)。
- ・「申請書」及び「別紙」は原則として返却しません。
- ・応募の際に記入された個人情報を選考以外の用途には使用しませんが、事実内容等の確認のため連絡をさせていただく場合がございます。

(4) グリーン物流パートナーシップ会議での取組内容紹介について

経済産業大臣表彰及び経済産業省大臣官房商務流通審議官表彰受賞者のみなさまには、12月に開催予定の「グリーン物流パートナーシップ会議」において、取組内容をご紹介いただく予定です。また、優良な取組を行っている経済産業省が認める事業者のみなさまにも、同会議において取組内容をご紹介いただく場合があります。詳細は別途ご連絡いたします。

また、これら取組内容はグリーン物流パートナーシップホームページに掲載させていただきます。グリーン物流パートナーシップ会議についてはホームページを参照して下さい。

(5) 申請書等のダウンロード、会員登録について

グリーン物流パートナーシップ会議ホームページを参照して下さい。

<http://www.greenpartnership.jp/>

(6) 表彰までのスケジュール

募集期間 : 平成23年7月27日(水)～平成23年9月5日(月)
審査 : 9月中旬予定
結果公表 : 12月上旬予定
表彰式 : 12月中旬予定

(7) お問い合わせと申請書提出先

経済産業省商務流通グループ流通・物流政策室 担当:小栗、板橋
〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3-1
電話:03-3501-1708 FAX:03-3501-6204